

3/29 判決

高浜原発の再稼働容認

大阪高裁 差し止め取り消し

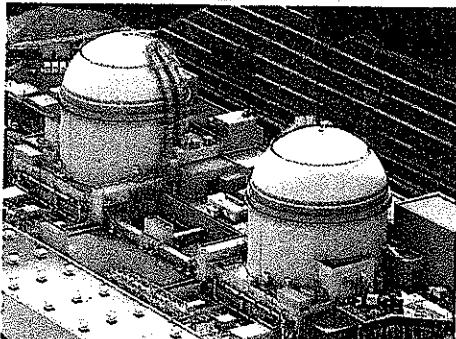
関電は高裁審理に向け、原発の安全性に関する計約5千ページの資料を用意。大津地裁が多くの争点を「説明不足」と指摘したためで、

今回の決定は関電側の大半の主張を認め、大津地裁の決定を全面的に覆し、住民側の訴えを受けた。決定はまず、国が福島第

一原発事故の後に定めた新規制基準について「現在の規制基準について「現在の科学技術水準を踏まえた合理的なもの」と評価した。地裁も今回の決定では、

裁判長は28日、大津地裁が出した運転差し止め仮処分決定を取り消し、「運転再開を求めて保全抗告していた関電側の訴えを認めた。『安全性が欠如しているといえない』と判断した。この決定を受け、関電は近く運転停止中の高浜3、4号機の再稼働に向けた手続きを進める方針。

新規制基準は「合理的」



高浜原発3号機(左)と4号機=28日、福井県高浜町、本社へりから、伊藤進之介撮影

■決定の骨子

- ・福島第一原発事故の原因は一部未解明だが、基本的なことは明らかにされている。教訓を踏まえて作られた国的新規制基準は不合理ではない
- ・原発の安全性の立証責任は科学的知識や資料を持つ関電側にもあり、十分説明できない場合は安全性を欠くと推認される。新規制基準が不合理だと立証する必要は住民側にある
- ・関電側は新規制基準に適合した地震対策や津波対策をしており、安全性に問題があるとは言えない
- ・新規制基準が避難計画などの原子力災害対策を規制対象にしていないのは不合理ではない

司法手続きの流れ

(□ …裁判所
…関西電力)

運転差し止め
仮処分決定

↓
異議の
申し立て

↓
差し止め維持
運転できない

↓
保全抗告の
申し立て

↓
仮処分取り消し
運転できる

今回の判決

大津地裁

大阪高裁

2面=高裁一軒
8面=値下げ方針
14面=社説
37面=要旨
38面=落胆と歓迎

原発に与える影響が大きい活断層を選定、複数の評価方法で基準地震動（電力会社が耐震設計の基本とする最大の揺れ）を700ガル（ガルは揺れの勢いを示す加速度の単位）とした。十分な耐震補強工事を実施、原発の重要な施設で基準地震動に耐えられると解析で確認——などと主張した点について、「相当の根拠と資料に基づき、安全性が明らかになった」とした。また、地上や取水路から津波が原発の重要な施設の敷地内に流入しないことを確認しているとの説明も認めた。

仮処分を申請したのは、高浜原発から30～70キロ圏内に住む滋賀県の住民29人。決定を受け、最高裁に特別抗告などをすることができるが、今後、慎重に検討するという。住民と弁護団は「民意を無視した司法の暴走とも言うべきもので、怒りの念を禁じ得ない」と強く批判した。一方、関電は「決定は裁判所に理解いただいた結果であると考えています」とのコメントを出した。

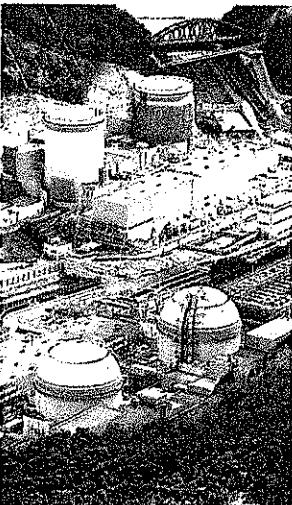
（采沢嘉高、岡部駿介）

高浜の安全判断 高裁 轉

「不合理」立証責任住民側に

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の運転を差し止めた昨年の大津地裁の仮処分決定について、大阪高裁が28日、決定を取り消し、再び運転できるようとした。大津地裁決定は原発を推進する国と電力会社に大きな衝撃をもたらし、仮処分は「司法リスク」として常に横たわっていた。高裁レベルでの再稼働容認の判断は、政府の原発政策にどう影響するのか。

	大津地裁	大阪高裁
安全性についての立証責任	最終的な立証責任は住民側が負うが、関電側も主張や説明を尽くすべきだ	関電側が基準に適合するとの立証を尽くした場合、新規制基準が不合理と立証する必要が住民側にある
福島原発事故後にできた新規制基準	基準が公共の安寧の基礎と考えるのをためらう	不合理であるとは言えない
耐震設計の基礎となる基準地震動	関電は十分に説明していない	過小であるとは言えない
原子炉施設の耐震安全性	関電は十分に説明していない	重要な施設・設備の耐震安全性を確保している



号機(右)と2号機=28日、福井県高浜町、本社へりから

手続き論に終始

勝田忠広・明治大准教授（原子力政策）の話 決定は新規制基準の内容や審査の手続きに不備がないので、閣電の安全性に対する主張に問題はないと判断。手続き論に終始し、東京電力福島第一原発事故前の主な裁判例や、事故後だと九州電力川内原発の運転差し止め却下の決定に近い印象だ。

だが、住民らが不安に感じているのは、過酷事故の際、閻電の事故対応や原発周辺の避難計画が十分機能するかどうかだ。福島の事故で、計画や基準があっても対応は混乱し、被害は広範囲、避難は長期間に及ぶことを知った。もっと住民の不安に寄り添った判断をして欲しい。

法に基づき判断

升田純・中央大法科大学院教授（民事法）の話 提出された主張や証拠を、法律に基づいて丁寧に判断した結果だと思う。裁判官は科学技術の専門家ではなく、原発のような相当高度な技術については、科学的な知見のものとつくられた規制する法律を尊重する必要がある。そもそも仮処分は正式な裁判の判決前に損害を避けるための法律手続きで、証拠が限られて簡易なものになる。重大な事案は、正式な裁判できちんと判断されるべきだ。

の原発に対する反対意見が強まっている。なぜか。各地の地域では、運転差し止めを求める訴訟が相次いでいる。原発に否定的な世論には、変化の兆しが見えない。ある大手電力会社幹部は「原発の立地する地元への配慮は欠かせない。急いで反発を受けては元も子もなく、再稼働を急げる状況ではない」と話す。

「新基準自体が科学的・技術的に合理性があるとし、資料を欠いていると立証する必要がある」と指摘。一転して高いハードルを課した。新基準は福島第一原発事故の後、政府から独立して安全性を審査するとして発足した原子力規制委員会が策定し、13年7月に施行された。電力会社には、炉心溶融や原子炉格納容器の破損といった過酷事故の対策を義務づけた。ただ、規制委のトップは当時、再稼働するための「最低限の条件」と説明。原発を差し止められた15年4月の福井地裁決

関電は抗告審に向け、新

政權・閻電、再稼働へ歓迎

電、再稼働の不合理的とはいえない」との目標を掲げている。達成にはこのあと30年程度の原発を動かす必要があるが、それぞれ地元や世論の反発を受け、簡単に運営できない。政権は、原発への批判そのまま政権批判に向かうのをかわすため、再稼働の判断は規制委に委ねる形をとった。新規基準が高騰しても否定されれば、たどりつけないほど政権が原発政策を一から考え直さないといけない状況に追い込まれてしまう。

大阪高裁は今回、新規制基準や規制委の審査を「不合理があるとは言えない」とした。経産省幹部は、「これで、規制委の千本ノックが終わっても最後にひっくり返されるよりは司法リスクは消えた」と話す。その規制委は、「当事者ではないので、コメントする立場はない」としたが、安堵も広がる。昨年3月の大津地裁の仮処分決定では、規制委の審査について、「断層の調査が徹底的に行

と厳しく批判された。だが、大阪高裁の決定は、「計算式は合理性が検証されている」などとして、「お墨付き」をもつて形になつた。

関電の岩根茂樹社長は28日、大阪市内で記者会見し、「当社の主張を裁判所に理解いただいた。大変ありがたい」と話した。

関電はもともと原発依存度が高かつたため、原発停止によって火力発電の燃料費がかさんで、経営を圧迫。電気料金も高止まりしている。2基を今夏までに再稼働させることにより、値下げしたいと考えた。

政府や電力業界の恩怨

定は、「安全性は確保されない」と警鐘を鳴らした。大津地裁の決定は、福島第一原発事故の原因究明が「道半ば」の中で新基準をまとめた規制委の姿勢そのものに「不安を覚える」と言及。関電側が「新基準に適合する」と訴えた耐震性や津波・地震対策では、安全性の立証として不十分だと判断した。

基準が安全性の根拠にならないとの訴えに力を入れた。規制委が昨年6月に公表した解説資料「新規制基準の考え方」を証拠として提出し、主張にも引用した。大阪高裁はこれらの主張を踏まえ、事故原因が「一部未解明な」状態で新基準が作られたと認めてつづけ、「新の科学的・技術的見解などをもつて策定されたもの

評価。関電の安全対策について、「新基準に適合」してい

われたわけではなく、十分な
余裕を持つことである。